

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

知事登録事業所代表者 各位

作業従事者研修登録機関
(一社) 北海道ビルメンテナンス協会
会 長 岡 田 知 己

**新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する
事業の登録に係る監督者講習等の実施について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課を通じて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、令和 2 年 5 月 27 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課からの事務連絡における記 2 留意点 (2) に記載の「「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について」(平成 25 年 1 月 21 日健衛発 0121 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知) の写しを添付しましたので、ご参照願います。

(担当: 嶋田 TEL: 011-615-1100)



健衛発 0121 第 2 号
平成 25 年 1 月 21 日

従事者研修の登録機関の代表者 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の
一部改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業の登録制度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）等により行われているところですが、今般、同通知を改正し、別添のとおり各都道府県等に通知しましたので、お知らせします。また、同通知には、従事者研修を計画する際に参考となるカリキュラム例を示していますので、参考としてください。

別添

健衛発 0121 第 1 号
平成 25 年 1 月 21 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の
一部改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業の登録制度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところであるが、同通知の第 3 の 2(1)カを下記のとおり改正することとし、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、本制度の円滑な運用につき御配慮をお願いする。

なお、今般の改正を踏まえ、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例を別添のとおり作成したので、参考とされたい。

記

第 3 登録基準

2 留意事項

(1) 登録業全体について

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

2年目以降カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具・資材の使用方法（床材別）	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用方法（場所別）	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分